

早稲田大学大学院法学研究科

2016年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

「スウェーデンにおける会社支配と企業統治」

申請者氏名 尾形 祥

主査 早稲田大学教授
早稲田大学名誉教授 常葉大学教授
博士（法学）（神戸大学）
早稲田大学教授

尾崎 安央
正井 章笹
福島 洋尚

尾形祥氏博士学位申請論文審査報告書

高崎経済大学准教授である尾形祥氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2015年2月27日、その論文「スウェーデンにおける会社支配と企業統治」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2016年1月29日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

本論文は、序章、第一章「スウェーデン型会社支配構造の形成過程とその法的問題」、第二章「会社支配権濫用抑制法理～スウェーデン法とアングロ・サクソン法の比較～」、第三章「スウェーデン公開買付法におけるブレイクスルー・ルールの法的問題」、第四章「コーポレート・ガバナンス・コードによる会社支配権行使の適正化」、終章「総括と結論」で構成される。

(1) 序章において、スウェーデン会社法制の研究を必要とした意義を含め、本論文の目的が明らかにされる。

本論文の契機となったものは、近時の米国会社法学におけるスウェーデン会社法研究の高まりである。スウェーデン企業の実証研究から、支配株主による会社支配は会社経営にとって原則的に非効率であるとの「法と経済学」の一般的理解と異なる結論が示されたことを受け、著名な「法と経済学」の論者が、その企業統治メカニズムに対して様々な仮説を提唱した。

本章第一節1において米国での法学論争の契機となった2つの実証研究の内容が紹介された後に、第一節2において、まず Bebchuk 論文(厳密には「討議資料 discussion paper」)が取り上げられる。Bebchuk 論文の検証に係る前半部分においては、その「エージェンシーコスト」仮説、すなわち株主構造三分説に基づき、そのうちの「支配少数株主構造(本論文ではCMS構造(Controlling-Minority Structure))」(スウェーデンなど)における「レピュテーションによるコスト削減効果」仮説と「法規範によるコスト削減効果」仮説が検討される。そして、筆者は、前者について、南アフリカの企業を対象とした実証研究などを参考にして、そのようなコスト削減効果はたしかに認められるとしつつも、「レピュテーション」という曖昧なものについての法規範的意義づけが必要であることを指摘する。また後者についても、少数株主保護が緩い法制度の下ではCMS構造のエージェンシーコストが高まるはずであるにもかかわらず、むしろCMS構造が志向されている傾向にあるとの米国の実証研究を踏まえて Bebchuk 教授により提唱された「効率性利益」仮説につき、筆者は、その仮説を検討した結果、たしかに支配株主が自ら負担するコストに見合った私的支配権益を獲得するために、CMS構造を採用するに至るメカニズムは実証されているが、CMS構造の濫用の危険性(莫大な私的支配利益の追求が可能であることやエージェンシーコストが増大する恐れ)から法規制を強化する方向に向かう国も少なくないことを指摘して、支配株主の私的支配権益の獲得可能性と、その獲得を一定程度に制限することとのバランスを図る法規制が重要であると主張する。

第二節では、効率性の観点から支配株主による私的支配権益の獲得に上限を設けるべきであるとの主張を展開した Gilson 論文が取り上げられる。まず Gilson 教授がエージェンシー問題を 2 つに区分し、第一の、所有と経営の分離から生じるエージェンシー問題は、支配少数株主構造 (Bebchuk のいう CMS 構造) のもとではインセンティブという点で優れるとした Gilson 教授の結論について、筆者はこれを肯定的に評価する。他方、第二の、支配株主と被支配株主の間におけるエージェンシー問題について Gilson 教授自身の行った研究がまずは紹介され検討される。Gilson 教授は、上述の Bebchuk 教授の分析法とは異なり、その研究では、効率性を高める「良き法を持つ国」とそうでない「悪しき法を持つ国」との区分を採用しているとし、筆者は、Gilson 教授の学説を検証するため、Gilson 教授が Gordon 教授と共同執筆した論文を参照する。そして、筆者は、その共同論文で展開された私的支配権益を獲得する 3 つの場面 (会社の事業活動を通じての獲得、支配ブロックの売却、少数派株主の締め出し) に関する詳細な分析を紹介しつつ、両教授の提唱する学説を検証する。筆者は、同共同論文で取り上げられた Palmer 事件判決や Weinberger 事件判決などを、原典にあたって精査し、米国の判例 (特にデラウェア州裁判所) 法理について、私的支配権益獲得に制限的な傾向があるとした Gilson 教授らの結論を肯定的に評価している。

第三節では、支配株主による企業統治の有効性について、特に上記 Gilson 論文を参考にして検討がなされる。本論文のメインテーマであるスウェーデンとの関係では、Bebchuk 教授が「レピュテーション」と呼び、Gilson 教授らが「非金銭的支配権益」(この用語は本論文では注 5 において定義されている) の意義が詳しく検討され、伝統的な「法と経済学」が重視する「効率性」という判断基準に対し、筆者は、『『良いガバナンス』の評価基準 (Gilson 教授らがいう『良い法』) とは、効率性だけでなく、むしろ企業の持続的成長のもとで会社の経営パフォーマンスを高める法制度を持つことであると理解することが重要であるように思われる』とする。

第四節では、以上の整理を踏まえて、第一章以下 (スウェーデン会社法自体に関する検討であり、いわば本論文の本論に相当する) で何が論じられるかが示される。

(2) 第一章においては、スウェーデン会社法と、一族支配形成に重要な役割を果たした商業銀行に関連する銀行法の 2 つの法律について、その制定・改正の過程を踏まえつつ、スウェーデン型会社支配構造がどのように形成されてきたか、そしてそのような支配構造がどのような法的問題を有するのかが明らかにされる。

第一節では、スウェーデンにおける株式会社の発生と株式会社法の制定過程が詳細かつ要領よく紹介される。具体的には、第一節 1 において、オランダ商人・オランダ資本が支配した 17 世紀初期のスウェーデンの商事会社や重商主義下の 18 世紀のスウェーデン東インド会社の状況が、同 2 において、19 世紀におけるスウェーデンの諸改革 (農業・教育)、製造業、海運業の発展などが、スウェーデン語で書かれた資料・文献に基づき紹介される。同 3 においては、1848 年に制定された会社法の前後の状況が明らかになり、同法制定の意義が浮き彫りにされる。

第二節では、民間の商業銀行設立がスウェーデンの産業革命に果たした役割が明らかに

される。今日でもスウェーデンといえば必ず名が挙がる **Wallenberg** 一族がどのようにして発展してきたかが、スウェーデンにおける商業銀行を通じた産業支配形成の過程において紹介されるとともに、そのような産業支配形成を支えた銀行法の意義等が示される。特に第二節 2 において、当時のスウェーデンの財務大臣の果たした「役割」が詳細に紹介され、一族支配の形成における政治の役割の面も明らかにされる。また同 4 において、そのような産業インフラ整備の過程になされた 1895 年会社法改正（準則主義の採用など）の意義が示される。

第三節では、スウェーデン型会社支配構造の確立とその法的問題点が述べられる。特に第三節 2 では、20 世紀初頭の **Kreuger** 一族の繁栄と破綻が紹介され、一族による産業支配がスウェーデン経済にもたらした様々な悪影響とともに、その後始末の過程においては逆に一族支配構造を促進するような法律制度が形成されていったこと（複数議決権の許容やピラミッド構造による企業集団化など＝スウェーデン型会社支配構造）が明らかにされる。その中で、かの **Wallenberg** 一族などを中心に、いわゆるピラミッド型支配構造がさらに発展していった過程が詳細に叙述され、さらに第三節 4 では、現在の株式保有状況などのデータを基にして、その支配構造が現在に至るまで続いていることが明らかにされる。そして、同 5 においては、スウェーデン型会社支配構造の法的問題点が整理され、指摘される。特徴的なものとして、特に複数議決権株式の許容と企業ピラミッドが取り上げられ、そのようなスウェーデン型の支配構造から生じる支配権濫用行為に対して適切な法的規制を施すことの重要性が指摘される。また **Wallenberg** 一族の現実の支配状況が詳細に紹介され、筆者は、スウェーデン国民からの支配株主・一族の「公的役割」への信頼に応える一族側の「使命感」が、このような支配構造が続いていることにとって重要ではないかと指摘する。

(3) 第二章においては、会社支配権の集中がもたらす様々な弊害を防止する必要性の観点から、スウェーデンにおいて採用されている、いわゆる支配権の濫用抑制法理が検討される。後半部分では、スウェーデン法の規定や判例が、アングロ・サクソン法、特に英国法の影響を受けているのではないかとスウェーデンの学者から指摘がなされていることから、英国法の取締役制度との比較がなされる。

第一節では、まず第一節 1 において、スウェーデン会社法上、一族支配を支えるものとして理解される、複数議決権制度や議決権の異なる種類株式制度の規定内容等が詳細に紹介される。同 2 においては、支配株主による支配権の濫用に関して、スウェーデン会社法上明文規定のある能力外法理や少数株主保護・会社債権者保護規定などの内容が紹介される。同 3 においては、特に少数株主保護として機能すると考えられる会社法上の強制的清算制度について、具体例として **Trustee** 事件が、事実関係・判決内容、さらにはこれに対する評価とともに詳細に紹介され、検討される。

第二節では、スウェーデン会社法上の損害賠償に関する規定（同法第 29 章）や判決例（**SWAB** 事件など）、さらには学説などが紹介され、スウェーデンにおける会社支配権濫用者に対する事後的救済としての責任追及法理が明らかにされる。この点で、スウェーデン会社法規定の解釈に英国の「影の取締役」や「事実上の取締役」の影響が見られることか

ら、この判決に影響を与えたと考えられる Uppsala 大学の Stattin 教授の学説に従って、英国法制との詳細な比較検討がなされる。

(4) 第三章においては、EU 公開買付指令の影響を受けた 2006 年スウェーデン公開買付法の制定過程が取り上げられる。スウェーデンにおける支配株主の支配権維持の要請が同指令に与えた影響、特に同指令のブレイクスルー・ルール（複数議決権の無効化）などへの影響を中心に、EU 指令の審議過程にまで遡って詳細に検討される。

第一節では、まず第一節 1 において、スウェーデンにおいて自主ルールに従って行われていた従前の公開買付けの実態が紹介される。同 2 においては、2006 年公開買付法制定に向けての国内での法案審議状況等が丹念に辿られる。

第二節では、EU 指令の内容と、その制定過程においてスウェーデンなど北欧諸国が強く反対したことなどが紹介される。そして、妥協の結果として EU 指令が任意導入（オプトイン）型の選択条項になった過程が明らかにされる。

第三節では、2006 年スウェーデン公開買付法におけるブレイクスルー・ルールを対象にして、その規定内容の紹介とともに、複数議決権等を認める会社法の規定との関係について詳細に検討がなされる。筆者は、任意導入（オプトイン）にあたって定款変更のための「特別決議」の成立が難しいであろうとし、従来の状況はあまり変化することはないであろうと推測する。また株主間契約違反を理由とする損害賠償請求の可能性や経済的補償問題についても言及がなされ、公開買付けという方法がスウェーデンにおいて定着する上で問題となりうる点が明らかにされる。

第四節では、第三章が小括される。そこでは、第四章で検討されるソフトローによる規律の可能性が言及される。

(4) 第四章においては、ソフトローとしての「コーポレート・ガバナンス・コード」を用いた会社支配権行使の適正化の可能性が検討される。スウェーデンにおける同コード制定が国際的な基準へのハーモナイゼーションの影響下にあったことが示されるとともに、スウェーデンの伝統的制度との整合性をどのように図ってきたかとの観点から、コードの内容が要領よく整理されて紹介される。

第一節では、スウェーデンのコーポレート・ガバナンス・コードにおける企業統治に係る諸規定が紹介される。

第二節では、スウェーデンのコーポレート・ガバナンス・コードの制定の歴史とその制定の趣旨のほか、2008 年と 2010 年の同コード改正における改正点が紹介される。

第三節では、会社支配の効率化・適正化のために導入された指名委員会制度が詳細に検討される。

第四節では、業務執行の効率化・適正化のために導入された取締役会に係る諸制度（内部委員会など）、特に取締役の独立性をめぐる議論が紹介され、支配株主との関係で、その独立性の問題が検討される。

(5) 終章においては、支配株主の支配権行使の在り方について、日本の共益権論争にも言及して問題点の所在が確認され、また支配株主による効率的経営を実現しているとされるスウェーデンを研究することから得られる示唆、とくにレピュテーション・非金銭的利

益を支えている諸要素を探求すること、またスウェーデンでは重要な非上場会社が少なくないことから、上場会社のガバナンスが非上場会社のガバナンスをめぐる議論に与える影響などを追究することが将来の課題となると指摘される。

2 本論文の評価

第一に評価されるべきことは、本論文が、おそらく、日本で初めてのスウェーデン会社法に関する本格的研究である点である。本論文におけるスウェーデン会社法制の紹介だけでも、その記述内容はきわめて詳細であり、日本の会社法学界だけでなく、スウェーデンと関わりをもつ企業等にとっても、大いに有益である。これまでスウェーデン会社法が日本であまり紹介されなかったのは、スウェーデン語を読解できる法学研究者が少なかったからにほかならないが、筆者はスウェーデン語を独学し、また法学研究科の派遣プログラムなどを活用してたびたびスウェーデンに行き、その際には、スウェーデンだけでなくデンマークなど北欧諸国の著名な会社法学者とディスカッションするなど、地道な努力を通じて北欧法の理解を深めた。その成果が本論文である。英語で書かれた文献・資料だけでなく、スウェーデン語で書かれた文献・資料が豊富に使われていることも特筆すべき点である。スウェーデンの企業史としてみても、17世紀以降のスウェーデンの状況、とりわけほとんど紹介されることがなかった（日本の法学文献としてはおそらく初めてのことであろう）20世紀に発生した **Kreuger** 一族の事件など、多くの情報を詳しく伝えており、加えて、筆者は法的観点からの確かなコメントを付しており、スウェーデン会社研究としても、貴重な業績である。

第二に、本論文が単にスウェーデンのことだけでなく、会社法における重要な根本課題の一つである企業支配構造及びその支配権の行使に係る法律上の諸問題の解決に示唆を得ようとする普遍的な問題意識に基づいてなされた研究成果である点である。そのような大局的視点をもっている点は、筆者の研究の発展可能性を示すものとして高く評価することができる。本論文執筆の契機が米国の実証研究であったこと、この実証研究に触発されて展開された法学論争を検討の対象の一つとしたことから明らかなように、本研究課題は普遍性と重要性を有している。同時に、本論文が米国の研究成果を紹介し、分析するだけではなく、筆者自らスウェーデン語を習得し、その原典にあたって米国の議論を検証し、定位しようとした点も、真摯な研究姿勢として評価することができる。本論文のテーマは、大企業であっても、支配株主（一族）が存在することが少なくない日本の状況にも妥当するものであり、本論文から得られる示唆には、意義深いものがある。

なお、米国では、「法と経済学」の著名な学者たちが論争を展開していることから、それら論文を正確に読解し定位する上では「法と経済学」に対する理解が不可欠であるが、本論文は「法と経済学」を十分に咀嚼しているだけでなく、「効率性」だけに頼ってよいのかなどの指摘からも明らかなように、その限界あるいは距離感を十分に意識していることがうかがわれる。まさに筆者の学識の広さと深さを示すものであり、「法と経済学」の意義と限界の双方を認識している点は、昨今の会社法学界における動向に鑑みて、筆者の将来の学問的発展においても意義あるものと考えられよう。

第三に、欧州法を扱う上では不可欠なEUの法制との距離感も十分に意識できていると考えられる点である。スウェーデンをはじめとする北欧諸国の法にはEU法制との関係では特殊性があるが、本論文ではEU公開買付指令を取り上げ、その審議過程にまで踏み込んだ検討を行い、スウェーデン公開買付法の内容やそのスウェーデン国内におけるインパクトを紹介し、さらに、その法律制定過程におけるEU（指令）との関係をも論じている点は、高く評価されてよい。

もっとも、本論文に対しては、以下のような問題点ないし課題を指摘することができるであろう。

第一に、筆者は企業統治の在り方を評価する基準として何を想定しているのか、という疑問である。本論文で検討の対象とした論文が依って立つ「法と経済学」では、たとえば効率性を一つの判断基準とし、またインセンティブの存否などを重視して「良い企業統治」あるいは企業統治に関する適切な法制であるか否かを判断する傾向にあるが、筆者が「効率性」だけで判断すべきでないというのであれば、「良い企業統治」であるか否かを判断する基準として何を想定しているのが、当然に問われよう。本論文においても、スウェーデン会社法制を評価するうえで、その点を明らかにする必要があったといえる。

第二に、本論文でも諸所で触れられていたスウェーデン型企业支配構造とそれを支える法制度の根底にある諸要素が何であり、それらが持つ意義は何かである。支配株主（一族）の企業支配を許容しているスウェーデンの企業または国民について、米国の法学者が「レピュテーション」あるいは「非金銭的利益」などの仮説を提唱して何とか理論的説明をしようと努力しているが、筆者自身はどのような理論的説明を構想しているのかは、必ずしも明らかでない。たしかに本論文の末尾において共益権論争などに言及し、基礎理論の重要性を自覚していると解されるが、筆者に対しては、さらに理論的深化が求められるところである。

とはいえ、これらはいずれも審査員からの筆者への願望であり、将来の課題というべきものである。本論文の高い学問的価値を些かも損なうものではない。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2016年1月29日

審査員

主査 早稲田大学教授 尾崎 安央（商法）

副査 早稲田大学名誉教授・常葉大学教授
博士（法学・神戸大学）

正井 章箒（商法）

早稲田大学教授 福島 洋尚（商法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

| 修正箇所(頁・行等) | 修正前 | 修正後 |
|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 3 頁上から 5 行目 | (1) SKB と Custos AB のケース | (1) と SKB の間に全角スペース |
| 3 頁上から 7 行目 | (3) SEB と Wallenberg 一族のケース | (3) と SEB の間に全角スペース |
| 13 頁上から 7 行目 | Nenova 氏の実証研究においても、スウェーデンが <u>1%</u> | Nenova 氏の実証研究においても、スウェーデンが <u>1%</u> (century に字体変更) |
| 21 頁下から 8 行目 | この点を、 <u>章</u> を改めて検討してみたい。 | この点を、 <u>節</u> を改めて検討してみたい。 |
| 39 頁下から 5 行目 | 会社支配行使の濫用の抑制とその適正化に資する | 会社支配権行使の濫用の抑制とその適正化に資する |
| 41 頁上から 11 行目 | 本章では、17 世紀以降の状況を概観する。 | 本節では、17 世紀以降の状況を概観する。 |
| 51 頁上から 3 行目 | 3 1848 年 <u>株式会社法</u> の制定とその限界 | 3 1848 年会社法の制定とその限界 |
| 51 頁目上から 4 行目 | 1848 年 <u>株式会社法</u> 制定前のスウェーデンの経済状況 | 1848 年会社法制定前のスウェーデンの経済状況 |
| 84 頁 | 表 2 | 表 2 <u>西欧諸国の上場会社の最終所有者 (単位は%)</u> |
| 85 頁 | 表 3 | 表 3 <u>Investor 社の株主構成</u> |
| 87 頁 | 表 4 | 表 4 <u>Investor 社が保有する事業会社</u> |
| 96 頁上から 1 行目 (3 頁下から 9 行目の目次) | 第二章 会社支配権濫用抑制法理 | 第二章 会社支配権の <u>濫用を抑制するための法理</u> |
| 98 頁 (3 頁下から 2 行目の目次) | 第一節 スウェーデン型会社支配構造と会社支配権濫用抑制法 | 第一節 スウェーデン型会社支配構造と会社支配権の <u>濫用を抑制す</u> |

| | 理 | るための法理 |
|--|--|--|
| 100 頁上から 2 行目以下 | 次の各号に掲げる <u>情報</u> のいずれをも含むものとする」と定める。ここでいう「 <u>情報</u> 」…。さらに、同条第 2 項は、「第 1 項第 2 号に基づく <u>情報</u> としては、…。 | 次の各号に掲げる <u>事項</u> のいずれをも含むものとする」と定める。ここでいう「 <u>事項</u> 」…。さらに、同条第 2 項は、「第 1 項第 2 号に基づく <u>事項</u> としては、…。 |
| 104 頁 9 行目 | 株式会社委員会は、「 <u>積極的な所有者である株主</u> 」に | 株式会社委員会は、 <u>スウェーデン型会社支配構造を維持し、「積極的な所有者である株主</u> 」に |
| 105 頁 (3 頁の目次も変更) | 2 会社支配権濫用抑制法理 | 2 会社支配権の <u>濫用を抑制するための法理</u> |
| 110 頁下から 3 行目 | 会社支配権濫用抑制法理との関係で債権者をいかに保護するか | 会社支配権の <u>濫用を抑制するための法理</u> との関係で債権者をいかに保護するか |
| 111 頁下から 5 行目 | 年次計算書に関する法律 | 年次 <u>会計法</u> |
| 117 頁上から 6 行目 | 年次計算書に関する法律 | 年次 <u>会計法</u> |
| 117 頁上から 8 行目 11 行目、下から 3 行目、118 頁上から 5 行目、6 行目 (4 頁の目次も変更) | 会社支配権濫用抑制法理 | 会社支配権の <u>濫用を抑制するための法理</u> |
| 119 頁下から 1 行目、127 頁下から 5 行目 | 年次計算書に関する法律 | 年次 <u>会計法</u> |
| 128 頁上から 3 行目、5 行目 | 会社支配権濫用抑制法理 | 会社支配権の <u>濫用を抑制するための法理</u> |
| 134 頁上から 3 行目 | 「 <u>類推適用</u> けして、 | 「 <u>類推適用</u> 」して、 |
| 148 頁下から 5 行目 | きわめて重要な事業を営む会社が増加した <u>が</u> | きわめて重要な事業を営む会社が増加して <u>いたところ</u> |
| 165 頁脚注 432 | SKOG <i>supra</i> note 220, at 298. | SKOG ₂ <i>supra</i> note 220, at 298. |
| 166 頁脚注 434 | SANDSTRÖM <i>supra</i> note 87, at 244. | SANDSTRÖM ₁ <i>supra</i> note 87, at 244. |
| 181 頁上から 5 行目 | 支配株主の行為がある程度適正化されるように思われる <u>が、</u> | 支配株主の行為がある程度適正化されるように思われる。 <u>しかし、</u> |
| 181 頁上から 10 行目 | 規律的な敵対的買収が考えられる <u>が、</u> | 規律的な敵対的買収が考えられる <u>ところ、</u> |
| 181 頁脚注 461 | <i>See also, See</i> La Porta et al., | <i>See also, La Porta et al., supra</i> |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| | <i>supra</i> note 8, at 471-517. | note 8, at 471-517. |
| 182 頁 9 行目 | 効率的な会社支配が実現される可能性が高まるように思われるが、 | 効率的な会社支配が実現される可能性が高まるように思われる。 |
| 186 頁脚注 472 | 会社支配権濫用抑制法理 | 会社支配権の濫用を抑制するための法理 |
| 189 頁脚注 476 | ANDERSSON ET AL, <i>supra</i> note 473, at 8:16. | ANDERSSON ET AL., <i>supra</i> note 473, at 8:16. |
| 195 頁脚注 487 | 第 2 章は、「...」と定める。 | <u>2004 年コード第 2 章は、株式所有の役割と責任を述べるとともに、「...」と定めていた。この点は、むしろ投資家による責任ある投資について言及したものであるようにも読める。</u> |
| 198 頁下から 4 行目 | (1) 2013 年コードの制定 | (1) 2010 年コードの制定 |
| 210 頁下から 5 行目 | 少なくとも 40%を | 少なくとも 40%を (字体を century に変更) |
| 212 頁上から 12 行目 | 議決権の 10%以上 | 議決権の 10%以上 (字体を century に変更) |
| 214 頁上から 1 行目 | そこで、次章では | そこで、次節では |
| 216 頁下から 6 行目 | 会社の <u>経営者</u> から | 会社の <u>主要株主</u> から |
| 221 頁上から 11 行目 | 過去 3 年間に <u>おいて</u> そのような取引関係 | 過去 1 年間に <u>おいて</u> そのような取引関係 |
| 222 頁下から 4 行目 | 10%以上を直接...持分または議決権を、50%を超えて | 10%以上を直接...持分または議決権を、50%を超えて (字体を century に変更) |
| 228 頁脚注 558、 249 頁上から 2 行目 | 石山 <u>琢磨</u> 先生上村達男先生還暦記念論文集 | 石山 <u>卓磨</u> 先生上村達男先生還暦記念論文集 |
| 230 頁上から 6 行目 | とくに、第一節で <u>みた</u> ように | とくに、 <u>序章</u> の第一節で <u>みた</u> ように |
| 234 頁下から 2 行目 | <u>株式</u> 会社法 | <u>スウェーデン</u> 会社法 |

以 上